

令和元年5月7日現在

機関番号：10104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16980

研究課題名（和文）オーストラリア移民法における不服審査制度 法政策的観点からの比較研究

研究課題名（英文）Migration Tribunal - Comparative Law Between Japan and Australia

研究代表者

坂東 雄介（BANDO, Yusuke）

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号：50580007

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：日本とオーストラリアの移民に関する不服申立て制度について比較検討を行った。まず、日本の出入国管理法上の不服申立て制度は、制度の実態と建前が乖離し、事実上機能していないことを指摘した。その上で、オーストラリア行政不服審判所の移民・難民部の組織及び活動状況を紹介・分析し、日本の法制度と比較検討し、日本法の改善点を指摘した。また、特殊な不服申立制度を有している難民認定制度の問題点についても指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本法における入管法上の不服申立て制度を分析したものである。日本法が機能していない理由について分析し、オーストラリアの法制度を参考にしながら日本法の改善点及び今後の日本法が進むべきモデルを提示した点で、本研究の学術的・社会的意義は大きい。また、本研究は、難民審査参与という特殊な不服申立制度を有している難民認定についても扱い、難民認定の際に考慮すべき要素を提示している点で、今後の難民行政の指針となる研究であって、学術的・社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：The research theme is "Migration Tribunal System". Firstly, Japanese Migration Tribunal does not work well, because the initial, named purpose of the migration tribunal (to rapidly judge illegal or not) does not fit the reality. Secondly, I analyzed The Migration Division of Administrative Appeal Tribunal in Australia. Based on the knowledge of Australian Law, I pointed the concrete improvement of the Japanese migration tribunal. Thirdly, I dealt with the refugee systems which has a special tribunal systems.

研究分野：公法学

キーワード：移民 難民 オーストラリア 行政不服審査法 出入国管理 国籍 市民権

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

我が国の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」と略記する)上、通常の退去強制手続は、入国警備官による違反調査、入国審査官による違反審査、特別審査官による口頭審理、異議の申出、異議の申出に対する裁決及び在留特別許可という流れで行われている。口頭審理・異議の申出は、特別な不服申立制度と位置づけられているが、この制度は事実上機能しておらず、訴訟に至る以前に迅速に解決することが期待できない状況にある。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、公正さを担保しつつ、スムーズな手続・在留特別許可判断を行うための制度構築を目指して、どのような事情により機能していないのかを明らかにするとともに、今後の日本法が目指すべき制度のあり方を提示することとする。

3. 研究の方法

基本的には、日本とオーストラリアの法制度の比較を中心とする。(1)まず、日本の入管法上の不服申立制度について、裁判例の動向や実務の運用状況について調査を行った。(2)そして、オーストラリア移民法における行政不服審判所の移民・難民部の仕組み、活動状況について調査を行った。(3)上記の研究成果を下に、日本法の改善点について指摘した。(4)特殊な不服申立制度を有している難民認定制度について分析した。

4. 研究成果

本研究では、日本の入管法上の不服申立制度とオーストラリアの法制度の比較を中心に行った。

(1)日本の入管法上の不服申立制度について

入管法では、違反審査に対して、口頭審理、異議の申出という不服申立制度を設けており、退去強制手続にかけられた外国人は、それらを利用することができる。各段階に設けられた不服申立制度及びその運用は、公平な審査を実施していると評価できるのかどうか、という観点から評価すると、日本の法制度には、大きな問題点は、少なくとも現状では指摘できない。しかし、在留特別許可をスムーズに取得できるシステムと言えるのか、という観点から評価すると、著しく問題がある。口頭審理・異議の申出は、退去強制事由に該当するかどうかしか判断できず、退去強制事由に該当するとしてもさらに在留を求める者(つまり、退去強制の不当を争う者)にとって利用しやすい制度となっていない。そして、現状では、在留特別許可を求める者が圧倒的に多い状況にある。

(2)オーストラリアの行政不服審判所の移民・難民部の仕組み・活動状況及び今後の日本のあり方について

オーストラリアには、行政不服審判所内に移民・難民に関する事項を専門的に扱う移民・難民部がある。オーストラリア市民権の取得・付与に関する事項も扱う。そこでは、「妥当性審査(merit review)」と呼ばれる審査制度が確立している。妥当性審査とは、不服審判所が原決定者と同じ立場に立った上で(オーストラリアでは"stand in the shoes of the primary decision maker"と表現されることが多い)、原決定者に代わって新たな決定を下す制度である。オーストラリアの行政不服審判所は、事実に関する調査権限も有し、「正しいまたは好ましい決定」を下す。つまり、不当の問題も含めて新たに判断する権限がある。

日本の入管法もこのようなオーストラリア移民法を参考にして、調査権限を付与し、退去強制処分該当かどうかの判断だけでなく、当該処分の妥当性についても判断し、在留特別許可につなげるための制度構築を目指すべきである。

(3)特殊な不服申立制度を有する難民認定について

難民認定では、難民参与という特殊な不服申立て制度が設けられており、難民認定のあり方の問題は、不服申立ての判断の際にも影響が出てくるため、このような観点から難民認定についても分析を行い、次の知見を得た。

難民認定について争う際、訴訟法上の証明責任は、基本原則に従えば原告が負担する。しかし、原告は、必ずしも十分な証拠を持って入国してくるわけではないため、自身が難民であると証明することは困難である。特に、出身国情報については外交ルートを有している国側が証拠を集めやすいため、場合によっては、出身国情報については国側が証明責任を負担しても構わない。

難民認定について争う際には、上記のように原告が十分な証拠を有しているとは限らないため、原告の供述に頼らざるを得ない場合がある。国際難民法では、「灰色の利益」という考え方があり、これは、原告の供述が一貫して不自然でなければ証拠が十分でなくとも供述内容を真実とみなす考え方である。日本の難民法では、上記のような意識を見ることができず、通常の民事訴訟と同じような発想で処理している状況である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 5 件)

坂東雄介「難民認定の証明責任 平成 28 年に下された 2 つの判決の分析を通じて」商学
討究 69 巻(2・3) 183-216 頁 2018 年 12 月【査読なし】

https://barrel.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=5238&file_id=19&file_no=1

坂東雄介「オーストラリア移民法における行政不服審判所 移民・難民部における審査を
中心に」商学討究 69 巻(2.3) 147-182 頁 2018 年 12 月【査読なし】

https://barrel.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=5237&file_id=19&file_no=1

坂東雄介「日本における入管法上の不服申立制度の現状と課題」商学討究 68 巻(2.3) 187
-216 頁 2017 年 12 月【査読なし】

https://barrel.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=5128&file_id=19&file_no=1

坂東雄介「オーストラリアにおける市民権の取得と喪失に関する法制度 2007 年オースト
ラリア市民権法を中心に」商学討究 67 巻(2.3) 235-281 頁 2016 年 12 月【査読なし】

https://barrel.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=4954&file_id=19&file_no=1

坂東雄介「Kerry v. Din, 135 S. Ct. 2128 (2015) : 外国人である夫に対するビザの発給が
拒否されたとしても合衆国市民である妻の婚姻生活上の利益が侵害されたとは言えない」アメ
リカ法 2016(1) 200-203 頁 2016 年 12 月【査読なし】

https://barrel.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=4944&file_id=19&file_no=1

〔学会発表〕(計 2 件)

坂東雄介「判決コメント; シリア難民認定関係訴訟」国際人権法学会 2018 年 11 月 25 日

坂東雄介「難民認定の訴訟法上の証明責任—平成 28 年の 2 つの判決の分析を通じて」移民政
策学会 2018 年 5 月 27 日

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。